平成２４年（フ）第３１号
宮崎県日南市南郷町中村乙5513番地87
債務者　内田　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
福井市豊岡２丁目１番６号　市営住宅東安居団地６号館440号
債務者　山口　彰規
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
福井市中荒井町第２号16番地　エグレット２―101号室、旧住所福井県越前市馬上免町第２号５番地
債務者　佐々木大輔
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　宏和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
福井市上北野２丁目10番45号　西川アパート、旧住所福井市城東４丁目18番19号
債務者　田中クラッシャー工業こと　田中　昭一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０６号
青森県弘前市大字品川町24番地２　スカイマンション３号
債務者　齋藤　光信
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１３２号
青森県弘前市大字御幸町10番地５
債務者　内藤　幸祐
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４８０号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2150番地２、旧住所埼玉県越谷市大字大道265番地２
債務者　阿部　正樹
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７１３号
千葉県船橋市前原東５丁目11番21―104号
債務者　菅原　拓也
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１６号
千葉市花見川区瑞穂３丁目20番地４　チェリーロードヒル瑞穂207号
債務者　荘野　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９２３号
千葉県八千代市勝田台１丁目41番地20　駒月荘202号
債務者　成田　富雄
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６２３号
名古屋市中区三の丸１丁目２番３号
債務者　小笠原武夫
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３１号
愛知県刈谷市富士見町６丁目406番地１　エステートＫＡＭＩＹＡ103号
債務者　小口　有紀（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
高知市薊野西町３丁目11番24号
債務者　河添　芳子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９７号
高知県南国市篠原1818番地１　コーポスカイラーク202
債務者　和田　久美
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０４号
高知市高須新町２丁目６番７号
債務者　近森健太郎
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７７７号
札幌市東区北23条東16丁目３番12号　エミネンス元町301号
債務者　池上　李恵
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部